

加工食品分野の物流の適正化・生産性向上に向けた取組の情報連絡会 開催要領

第1 趣旨

6月2日の「我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議」において「物流革新に向けた政策パッケージ」が取りまとめられ、同パッケージに基づく施策の一環として、業界・分野別の「自主行動計画」を年内目途に作成・公表することとされており、その指針として発荷主事業者・着荷主事業者・物流事業者が早急に取組むべき事項をまとめた「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」が策定された。

「自主行動計画」は業界・分野別に作成するものであるが、加工食品分野の物流の適正化・生産性向上の取組については、食品メーカー、卸売会社、スーパーの製配販三層の協調の下に取り組まれてきており、今般の取組においても、個別最適ではなく、全体最適となるよう、その協調を維持し、また協調の環を広げていくことが重要である。

このような状況認識の下、加工食品分野における各業界団体の自主行動計画の策定について、製配販の関係者が集まり、物流の適正化・生産性向上に向けた具体的課題や解決策について議論・検討し、情報共有・発信することを目的として、「加工食品分野の物流の適正化・生産性向上に向けた取組の情報連絡会」（以下「連絡会」という。）を開催する。

第2 構成員及び運営

- (1) 連絡会の構成員は、連絡会の趣旨に賛同する業界団体及び個別事業者とする。
- (2) 連絡会には、必要に応じて分科会を設置することができる。

第3 議事の公開

- (1) 連絡会は原則として非公開とし、議事については要旨を作成し、各構成員の了解を得た上でこれを公開する。
- (2) 連絡会で使用した資料については、原則として公開する。

第4 事務局

連絡会に係る事務は、農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品流通課において処理する。